

# 生ごみ処理機器の購入助成制度の利用を!

町では、ごみ減量化の取り組みのひとつとして、平成10年度から生ごみ処理機器の助成事業を実施しています。この機器を利用することにより、通常焼却される可燃ごみの減量につながり、また、処理し堆肥化したものは肥料として土壌づくりに利用できますので、助成制度をぜひご利用ください。



**対象機器** 乾燥または微生物によって、家庭から出る生ゴミを減量・減容させ、ゴミの減量や堆肥となる機能を備えたもの

**助成対象者** 猪名川町に住所を有し、町内の家庭において使用する人

**助成額** 4万円を上限として、購入価格(消費税抜き)の5分の4の額(10000円未満切り捨て)

### 手続き方法

指定取扱店で機器を購入。交付申請書・請求書を指定店で受け取り、必要事項を記入し、「領収書の写し」と「設置後の写真」を添付し、環境対策室へ提出してください。購入後3カ月以内に申請が

### 必要

交付申請書および請求書を提出後に、町から交付決定通知が送付されます。

口座に補助金が振り込まれます。

**指定取扱店** 町内の事業所で、町より取扱店認定通知を受けている取扱店(電気店、工務店、設備工事店など)

購入に際しては、直接購入店へ認定の有無を確認ください。問い合わせは、環境対策室(766・8712)へ。

## 「男も厨房に入ろう」 ～酒の肴を作ってみよう～

今回は酒の肴(さかな)がテーマです。おいしい料理を覚えて自分で楽しむのはもちろん、家族・友人にも披露してみましょ。

料理を作ったことがない人も大歓迎です。ぜひこの機会に参加してください。

**とき** 1月26日(土)午前10時～午後0時30分  
**ところ** 社会福祉会館  
**主催** 男女共同参画グループ いき生きライフ  
**参加費** 1,000円  
**定員** 先着20人

**調理内容** 自家製イカの塩辛・わが家のどて焼き・切干しだいこん・水菜とあげの炊いたん・まぐろのユッケ  
申込み・問い合わせは、1月18日までに企画財政課(766-8711)へ。



## 入学資金貸付のお知らせ

### 奨学生の申込み受付

今年4月新たに高校・大学・高専などの入学予定者で、経済的理由により修学が困難な学生に対する支援策として、審査のうえ入学金の貸付を行っています。

**対象者** 経済的理由で修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学への入学予定者で、保護者が猪名川町に在住する人

**貸付額** 高等学校・高等専門学校(1～3年)・専修学校(高等課程) 20万円、私立 30万円

### 県私学振興協会の私立高等学校入学資金貸付の申込み受付

私立高等学校へ入学する生徒を対象に、入学資金貸付を行います。対象者 学費負担者が兵庫

### 平成20年度

## 臨時・嘱託職員候補者の登録

町が平成20年度中に雇用する臨時・嘱託職員は、原則として候補者名簿に登録されている人から選考します。

登録を希望する人は、総務課、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、期限内に総務課へ持参または郵送してください。資格職を希望の人は、登録証・免状などの資格を証明するものの写しを必ず添付してください。用紙は、町のホームページ(アドレスは、広報いながわ1面下部に記載)からダウンロードすることができます。

なお、登録有効期間は1年限りです。平成19年度に登録されている人も改めて登録申請が必要となります。

**受付期間** 1月7日(月)～同31日(木)(郵送の場合は1月31日必着)  
問い合わせは、総務課(766-8708)へ。

## 臨時講師の登録受付

町教育委員会では、町立小・中学校の臨時講師登録を随時受け付けています。登録希望者は市販の履歴書に希望職種・教科を明記のうえ、持参または郵送で教育支援室(〒666-0292上野字北畑11-1)まで提出してください。

問い合わせは、教育支援室(766-6006)へ。

## 国の教育ローンの申込み受付

大学、短大、専修学校、各種学校や外国の学校などに入学者・在学者の子どもを持つ家庭を対象に、国では入学・在学資金の公的融資を行っています。

**返済期間** 10年以内(母子家庭・交通遺児家庭の人は1年の延長が可能)

**使い道** 入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など  
問い合わせは、「国の教育ローン」コールセンター(0570-000865)へ。

**融資額** 学生・生徒1人あたり200万円以内  
**利率** 年2.5%(平成19年11月9日現在)

## 消費生活のアドバイス

> 175 <



### 若者を狙うネットワークビジネス マルチ商法

ジン(特定利益)がもたらすというシステムです。簡単に高額な利益が手に入るかと勧誘されますが、利益どころか、借金を抱えこむだけという場合が多く、問題の多い商法です。

そのため、マルチ商法は連鎖販売取引という名称で特定商取引法により、「誇大広告の禁止」「不正な勧誘行為の禁止」「勧誘時の概要書面を契約時の契約書面の交付義務」「20日間のクーリング・オフ制度」・中途解約と商品の返品制度」などが法律で業者側を厳しく規制しています。今回の場合は契約してから18日目の相談でしたので、クーリング・オフの手続きをするようにアドバイスしました。

一般的にクーリング・オフ期間は8日間が多いのですが、連鎖販売取引の場合は、契約内容が複雑なためさらに消費者が保護されている契約書面、あるいは商品を受け取った日の遅い日から20日間の期間があり、対象となる商品の指定もありません。

マルチ商法は、高収入を得るためにはエンドレスに人を勧誘して会員を増やし続けなければならず、結局破綻するという性質があり、自分は被害者だと思っても、加害者になってしまうという可能性もあります。簡単に儲かるうまい話はありません。マルチ取り引きを行うことは大変危険ですので避けましょう。

疑問な点は、消費生活コールセンター(766-1110)へ。

「事例」ある日、ゼミの友人から「人生が変わるようなすばらしい話がある。喫茶店でゆっくり話そう」と誘われました。行ってみるとスーツ姿の男性も一緒に「絶対儲かる。月50万円は軽い。ネットワークビジネスであって、マルチとは違うから大丈夫」と長時間説得されました。お金がないからと言って断ったところ消費者金融の利用を勧められ、結局組織に入るため30万円の化粧品品の契約をしてしまいました。しかし、収入を得るためには新たな会員を増やさなくてはならず、友人を誘うように強要されます。友人を誘っても断わられ、自信がなくなりました。ローンの支払いもきついでなんとか解約できま

せんか。